



2026年1月16日(金)

小栗キャップのNews Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル17F

TEL: 052-526-8858 FAX: 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町6-11-1 協和第二ビル3・4階

TEL: 058-264-8858 FAX: 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

一令和8年度税制改正

⑥ 車体課税・燃料課税編

自動車重量税のエコカー減税は2年延長

排出ガス性能と燃費性能の優れた環境負荷の小さな自動車に対する自動車重量税の免税等の特例措置（エコカー減税）は、燃費性能要件を引き上げ、2年延長します。

エコカー減税（乗用自動車）

減免区分	現行	令和8年5月1日以後	令和9年5月1日以後
免税	2030年度燃費基準を達成	105%以上達成	同左
50%軽減	2030年度燃費基準を90%以上達成	95%以上達成	同左
25%軽減	2030年度燃費基準を80%以上達成	現行と同じ	85%以上達成

※令和2年度燃費基準を達成しているものに限る

環境性能割は廃止

米国の関税措置が日本の自動車産業に及ぼす影響を緩和させ、自動車取得時の負担軽減等を目的として、自動車税環境性能割

および軽自動車税環境性能割は、令和8年3月31日をもって廃止されます。

グリーン化特例は2年延長

燃費性能の優れた自動車には自動車税および軽自動車税の種別割を軽減し、一定年数を経過した自動車には重課するグリーン化特例は、2年延長します。

グリーン化特例

区分	車種	適用期限
自動車税（軽課）	電気自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド自動車	令和10年3月31日まで
自動車税（重課）	ガソリン車、LPG車（13年超） ディーゼル車（11年超）	
軽自動車税（軽課）	電気軽自動車 天然ガス軽自動車	

軽油引取税の旧暫定税率は廃止

軽油引取税の旧暫定税率（当分の間税率）は、令和8年4月1日に廃止となります。



ガソリン税の旧暫定税率は、令和7年12月31日に廃止されました。